

専門職大学院設置基準（要綱案）

準則化に係る事項は、将来構想部会で検討

■ は、「大学院設置基準」に規定されるもの（専門職大学院にも適用。）

斜体 ■ は、大学院設置基準により準用される「大学設置基準」に規定されるもの（専門職大学院にも準用）

専門職大学院設置基準要綱（案）		備考
	法科大学院設置基準要綱（案）	
<p>第一 総論</p> <p>1 趣旨</p> <p>専門職大学院設置基準は、設置するのに必要な最低の基準とするとともに、専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないことを明確にすること。</p>	<p>第十 法科大学院に関する事項</p>	
<p>大学院の課程</p> <p>大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とすること。</p>		
<p>専ら夜間において教育を行う大学院の課程</p> <p>大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置くことができること。</p>		
<p>2 専門職学位課程の目的</p> <p>専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とすること。</p> <p>3 専門職学位課程の標準修業年限</p> <p>専門職学位課程の標準修業年限は、2年とすること（ただし、専攻分野の特性により必要があると認められる場合には、1年以上2年未満の期間とすることができること）。</p> <p>4 専門職学位課程1年制コース、長期在学コース</p> <p>専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合など、教育上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上のコースに応じ、その標準修業年限は、2年を超えるもの又は1年以上2年未満の期間とすることができること。</p>	<p>1 法科大学院の目的</p> <p>法曹養成のための教育を行うことを目的とする専門職大学院は、法科大学院とすること。</p> <p>2 法科大学院の標準修業年限</p> <p>法科大学院の標準修業年限は、3年とすること。</p> <p>3 長期在学コース</p> <p>教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上のコースに応じ、3年を超えることができること。</p>	

<p>第二 教育研究上の基本組織に関する事項</p> <p>専門職学位課程の教育研究上の基本組織に係る規定（研究科、専攻等）については、大学院設置基準の規定を適用すること。</p>		
<p>第三 教員組織に関する事項</p> <p>1 教員組織</p> <p>専門職大学院には、以下の から の要件に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 専攻分野について、実務の経験を有し、かつ高度の技術・技能を有する者 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>また、その教員は、学部等の専任教員の数に算入できない教員とすること。（ただし、平成25年までの間に限り、専門職大学院の専任教員の数の3分の1まで算入できること。）</p>		<p>教員数を告示で規定 通常の修士課程の概ね1.5倍程度の教員数を規定</p> <p>法科大学院 最低12人 専任教員1人当たり収容定員15人</p>
<p>2 実務家教員</p> <p>上記の教員のうち相当数は、専攻分野における実務の経験を有する者とする。</p>		<p>実務家は概ね3割程度以上（一定の弾力的措置を講じる。）</p> <p>法科大学院 実務家は2割以上 (1) 実務家の要件（5年以上の実務経験） (2) 2/3は年間6単位以上、運営に責任を持つ者で足りる旨を規定</p>
<p>第四 収容定員に関する事項</p> <p>収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p>		<p>法科大学院 収容定員は入学定員に3を乗じて算出する旨を告示で規定</p>
	<p>4 入学者選抜</p> <p>法科大学院は、入学者の多様性を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、法科大学院は、入学者の適性を適確に評価するため、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>法科大学院 資料6参照</p>

<p>第五 教育方法等に関する事項</p> <p>1 教育課程</p> <p>専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること。</p>		
	<p>5 法科大学院の授業科目の基準</p> <p>法科大学院は、文部科学大臣が別に定める内容（ ）の授業科目を開設すること。</p>	<p>法科大学院</p> <p>告示で「法律基本科目（公法系科目、民事系科目、刑事系科目）、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目」の内容を規定</p> <p>告示で、上記の各科目全般にわたって適切に授業科目を開設するとともに、学生の履修が教育課程の編成において法律基本科目に偏ることのないよう配慮すべき旨を規定</p>
<p>教育方法の特例</p> <p>専門職大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間や休業期間中などにおいて授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができること。</p>		
<p>大学設置基準 の準用</p> <p>専門職大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生については、大学設置基準の規定を準用すること。</p> <p>【別途定めるもの以外は、大学院設置基準を適用】</p>		
<p>単位</p> <p>各授業科目の単位数を、専門職大学院において定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算すること。</p> <p>講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で1単位とすること。</p> <p>実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で1単位とすること。</p> <p>【 大学院設置基準において準用する大学設置基準】</p>		

<p>授業期間</p> <p>1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とすることとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うこと。（ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができること。）</p> <p>【 大学院設置基準において準用する大学設置基準】</p>		
<p>2 授業を行う学生数</p> <p>専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすること。</p>		<p>— 法科大学院 —</p> <p>少人数教育を基本とし、特に法律基本科目については概ね50人以下を標準とする旨を告示で規定。</p>
<p>3 授業の方法</p> <p>授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとともに、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとする。</p> <p>【 大学院設置基準において準用する大学設置基準】</p> <p>また、専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、討論、現地調査、双方向な授業など適切に配慮しなければならないとすること。</p> <p>この場合において、多様なメディアを高度に利用して行う授業等は、十分な教育効果が得られる専攻分野について、当該効果が得られる授業等に関して実施できること。</p>		
<p>4 成績評価基準等の明示等</p> <p>専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画、成績評価及び修了認定の基準をあらかじめ明示するとともに、成績評価及び修了認定については、その基準にしたがって適切に行うものとする。</p>		
<p>5 教育内容等の改善のための組織的な研修等</p> <p>専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施すること。</p>		
<p>単位の授与</p> <p>専門職大学院は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えること。</p> <p>【 大学院設置基準において準用する大学設置基準】</p>		

<p>6 履修科目の登録の上限</p> <p>専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了要件としての単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めること。</p>		<p>法科大学院</p> <p>法科大学院においては、履修科目の登録の上限について、1年間につき36単位までとすることを標準とする。</p>
<p>7 他の大学院における授業科目の履修等 (単位互換等)</p> <p>専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で当該専門職大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。</p> <p>また、上記の事項は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。</p>	<p>6 他の大学院における授業科目の履修等 (単位互換等)</p> <p>法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。</p> <p>また、上記の事項は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。</p>	
<p>8 入学前の既修得単位等の認定</p> <p>専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した単位を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。</p> <p>また、入学前の既修得単位を認定できる単位数は、他の大学院の授業科目について当該専門職大学院において履修したとみなす単位数と合わせて、当該専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。</p>	<p>7 入学前の既修得単位等の認定</p> <p>法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した単位を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。</p> <p>また、入学前の既修得単位を認定できる単位数は、他の大学院の授業科目について当該法科大学院において履修したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。</p>	
<p>長期にわたる教育課程の履修</p> <p>専門職大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができること。</p> <p>【 大学院設置基準において準用する大学設置基準】</p>		
<p>科目等履修生</p> <p>専門職大学院は、専門職大学院の定めるところにより、科目等履修生に対し、単位を与えることができること。</p> <p>【 大学院設置基準において準用する大学設置基準】</p>		

<p>第六 専門職学位課程の修了要件に関する事項</p> <p>専門職大学院の課程の修了の要件は、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科等にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院の定める30単位以上の修得その他当該専門職大学院の定める教育課程を修了すること。</p> <p>入学前の既修得単位について認定された者については、当該単位の数に相当する一年を超えない範囲の期間在学期間を短縮できること。</p>	<p>8 法科大学院の修了要件</p> <p>法科大学院の課程の修了の要件は、3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科等にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、かつ、93単位以上を修得すること。</p> <p>法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、入学前の既修得単位及び他の大学院の授業科目について当該法科大学院において履修したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。</p> <p>法学既修者及び入学前の既修得単位について認定された者については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、当該単位の数に相当する1年を超えない期間、在学期間を短縮することができることとする。</p>	
<p>第七 施設及び設備に関する事項</p> <p>専門職大学院の施設及び設備（講義室等、機械、器具等、図書等の資料、学部等の施設及び設備の共用）については、大学院設置基準の規定を適用するとともに、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。</p>		
<p>第八 独立大学院に関する事項</p> <p>専門職大学院の独立大学院に関する事項については、大学院設置基準の規定を適用するものとする。</p>		
<p>第九 通信教育を行う大学院に関する事項</p> <p>メディア授業等について、十分な教育効果が認められる専攻分野について、当該効果が認められる授業等に関して実施できること。</p>		
<p>第十一 施行期日</p> <p>専門職大学院設置基準は平成15年4月1日から施行すること。ただし、法科大学院に係る規定は平成16年4月1日から施行すること。</p>		

大学院設置基準改正要綱（案）

大学院設置基準改正要綱（案）	備考
<p>第一 大学院設置基準の趣旨</p> <p>大学院設置基準は、設置するのに必要な最低の基準とするとともに、大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないことと明確にすること。</p> <p>第二 大学院の課程</p> <p>大学院における課程として、修士課程、博士課程に加え、専門職学位課程を位置付けること。</p> <p>第三 専ら夜間において教育を行う大学院の課程</p> <p>大学院には、専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程に加え、専ら夜間において教育を行う専門職学位課程を置くことができることとすること。</p> <p>第四 修士課程の目的</p> <p>修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は専攻分野における研究能力とともに高度専門職業能力を培うことを目的とすることを明確にすること。</p> <p>第五 専門職学位課程修了者の博士課程の修了要件</p> <p>専門職学位課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に5年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとすること。</p> <p>（ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、標準修業年限を1年以上2年未満若しくは2年とした専門職学位課程を修了した場合は大学院に3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上、又は法科大学院の課程を修了した場合は1年以上在学すれば足りるものとする。）</p> <p>第六 専門大学院</p> <p>専門職大学院設置基準の策定に伴い、専門大学院に係る規定は削除するものとする。</p>	

大学設置基準改正要綱（案）

大学設置基準改正要綱（案）	備考
<p>第一 教授の資格</p> <p>教授となることのできる者の資格要件として、専門職学位を有し、当該専門職学位の分野に関する業務上の実績を有する者を追加すること。</p> <p>第二 助教授の資格</p> <p>助教授となることのできる者の資格要件として、専門職学位を有する者を追加すること。</p>	<p>短期大学設置基準、高等専門学校設置基準、専修学校設置基準についても同様の改正。</p>

学位規則改正要綱（案）

学位規則改正要綱（案）	備考
<p>第一 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位</p> <p>専門職学位は次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職大学院の課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に授与する学位 修士（専門職） [又は（専門職学位）] ・ 法科大学院の課程を修了した者に授与する学位 法務博士（専門職）[又は（専門職学位）] <p>第二 専門職学位の学位授与の要件</p> <p>専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。</p> <p>第三 専攻分野の名称関係</p> <p>大学は、専門職学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。</p> <p>（ただし、法科大学院の課程を修了した者に学位を授与する場合には、「法務」を付記すること。）</p>	